

しんくみ東海北陸健康保険組合便り

連絡先：〒453-0015
愛知県名古屋市中村区椿町3-21
電話：052-451-0291 FAX：052-453-3770



10月からの厚生労働省関係の主な制度変更

厚生労働省は、令和6年10月から適用されている制度変更のうち主要なものをまとめ、web ページに掲載しています。

◆被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大

短時間労働者への被用者保険の適用について、企業規模要件が引き下げられ、現在の従業員数 100 人超から 50 人超となります。

賃金要件（月額 8.8 万円以上）、労働時間要件（週労働時間 20 時間以上）、学生除外要件については現行のままとし、勤務期間要件（現行 1 年以上）については実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の 2 か月超の要件を適用することとします。

◆労働関係 最低賃金額の改定

都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が改定されます。時間額にして 50 円から 84 円の引き上げで、最も時間額が高いのは東京都の 1,163 円、最も低いのは秋田県の 951 円となりました。

全国加重平均は 1,004 円から 1,055 円へ上昇します。51 円の引き上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額です。

◆雇用関係 教育訓練給付の拡充

専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付に加えて、さらに受講費用の 10%（合計 80%）を追加で支給します。

特定一般教育訓練給付金について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の 10%（合計 50%）を追加で支給します。

対象となるのは、雇用保険被保険者および離職後 1 年以内の雇用保険被保険者だった者です。

労働者不足の対処方法～厚生労働省の調査より

厚生労働省の「労働経済動向調査（令和 6 年 8 月）の概況」（※）が公表されており、調査項目の 1 つとして、「労働者不足の対処方法に関する事項」が盛り込まれています。

人手不足に悩む事業者（同調査では労働者が不足して

いる事業所の割合は 80%に上る）にとっても参考になるものと思われます。

（※）令和 6 年 8 月 1 日現在の状況について、令和 6 年 8 月 1 日～8 月 7 日に調査。

◆労働者不足の対処方法

過去 1 年間（令和 5 年 8 月～令和 6 年 7 月）に行った労働者不足への対処方法について、割合の大きかったものから順から見てみます。また、今後 1 年間（令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月）についての結果も見てみましょう。

（いずれも複数回答）

【1位】「正社員等採用・正社員以外から正社員への登用の増加」（過去 1 年間 59%、今後 1 年間 60%）。

【2位】「在職者の労働条件の改善（賃金）」（過去 1 年間 55%、今後 1 年間 48%）。

【3位】「臨時、パートタイムの増加」（過去 1 年間 40%、今後 1 年間 41%）

【4位】「派遣労働者の活用」（過去 1 年間 38%、今後 1 年間 35%）

【5位】「求人条件の緩和」（過去 1 年間 36%、今後 1 年間 34%）

求人条件の緩和内容としては、賃金、労働時間、休暇、学歴、必要資格・経験等の緩

和が挙げられています。

【6位】「離転職の防止策の強化、又は再雇用制度、定年延長、継続雇用」（過去 1 年間 34%、今後 1 年間 36%）

離転職の防止策としては、労務管理（労働条件以外の福利厚生、労使関係など）の改善や教育訓練の実施などが挙げられています。再雇用制度には定年退職者だけでなく、子育てのためにいったん退職した女性などを再雇用する仕組みも含まれています。

【7位】「在職者の労働条件の改善（賃金以外）」（過去 1 年間 31%、今後 1 年間 31%）

在職者の労働条件の改善内容としては、休暇の取得促進、所定労働時間の削減、育児支援や復帰支援制度の充実などが挙げられています。

【8位】「配置転換・出向者の受入れ」（過去 1 年間 25%、今後 1 年間 24%）

【9位】「省力化投資による生産性の向上・外注化・下請化等」（過去 1 年間 16%、今後 1 年間 19%）

11月1日から自転車の危険運転に罰則が科されます

◆道路交通法の改正

令和 6 年 11 月 1 日より、自転車の「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転および幫助」に対して、新しく罰則が適用されます。

◆運転中のながらスマホ

自転車に乗りながら、スマートフォン等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする行為が新たに禁止され、罰則の対象になります。

・違反者は、6 か月以下の懲役または 10 万円以下の罰金

・交通の危険を生じさせた場合は、1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金

◆酒気帯び運転および幫助

酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が適用されます。

・違反者は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

・自転車の提供者は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

・酒類の提供者・同乗者は、2 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金

◆自転車運転者講習制度

上記は、「自転車運転者講習制度」の対象となります。また、交通の危険を生

じさせるおそれのある一定の自転車運転の危険行為（信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反や安全運転義務違反等）を反復して行った者も講習制度の対象となります。

*受講命令違反は、5 万円以下の罰金

免許なしで誰でも乗れる自転車だからこそ、従業員が通勤や業務で自転車を使用する場合、十分に注意するよう喚起しましょう。

【警察庁「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました」】

令和7年4月保育所入所申込み分就労証明書記載の留意点

9 月 30 日に就労証明書の新様式が定められ、10 月 1 日より申込み受付が順次開始されています。

◆様式の変更点

新様式では、次の 5 つの記載欄が追加されました。

- ① 入所内定時育休短縮可否
- ② 育休延長可否
- ③ 単身赴任期間（予定を含む）
- ④ 備考欄
- ⑤ 保護者記載欄（児童名、生年月日、施設名、利用・申込み状況に関するチェック欄）

